

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02064

研究課題名(和文)近代中国における「宗教的寛容」とキリスト教

研究課題名(英文)Religious Toleration and Christianity in Modern China

研究代表者

渡辺 祐子(WATANABE, Yuko)

明治学院大学・教養教育センター・教授

研究者番号：20440183

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、清末から中華民国期にかけて「宗教的寛容」「信教の自由」という近代的概念がどのように議論され受容されるに至ったかを考察することであった。

3年にわたる科研費補助事業期間に、スコットランド国立図書館での宣教師資料調査を行うなど、文書資料の収集と調査を精力的に行い、その重要性にもかかわらずこれまで埋もれていた資料を発見し、上記概念の受容や、キリスト教教育の自由をめぐる議論について新たな知見を得、その成果を論文として発表した。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research is to consider how the idea of religious toleration and religious liberty was introduced and discussed in Modern China from the end of the 19 century to the beginning of 20th century.

During this three-years grant period, I collected related materials as many as possible. For instance, I visited the National Library of Scotland twice and found many materials in the missionary archives, which had been remained unrecognized in spite of its significance. I analyzed in more depth of this issue with these materials and could publish a paper in a book, which I listed in the latter part of this report.

研究分野：中国キリスト教史

キーワード：宗教的寛容 信教の自由 近代中国 キリスト教

1. 研究開始当初の背景

現代中国における宗教をめぐる問題は、政治体制や放置という観点から論じられると同時に、現代キリスト教史研究の領域でも政治と宗教の関係や「教会と国家」の問題として取り上げられてきた。

これらの研究の関心は、もっぱら中国共産党の対キリスト教ないし宗教政策に向けられており、19世紀後半に始まる「信教の自由」や「宗教的寛容」の受容の歴史と関連づけた研究や、これらの概念の需要そのものに関する研究はほとんど見られない状況にあった。

2. 研究の目的

上記のような研究状況に कांगみ、本研究は、その重要性にもかかわらず研究が遅れている清末民初における「宗教的寛容」「信教の自由」の受容、これらの概念をめぐる議論を考察すべく、主に以下の三つのテーマを追求することとした。

(1) 近代中国における「信教の自由」概念の導入と受容について

前回の科研費補助事業期間に一定の成果を上げようとしながら達成できなかった研究課題を部分的に引き継ぎ、「信教の自由」とそれに伴う「政教分離原則」概念がどのように清末社会に紹介され、いかに受容されたのかについて考察する。その際中国人の理解だけでなく、導入を試みた宣教師の概念理解の検討も重視し、さらに宣教師フルベッキによって同概念が伝えられた日本との比較考察も視野に入れる。加えて、中国人キリスト教指導者たちによる「信教の自由」の闘い「孔教(孔子教)国教化反対運動」についての研究代表者による既存の研究をさらに発展させ、解明が不十分な側面をより明らかにし、この運動の全体像を提示する。

(2) 在華プロテスタント宣教師の不平等条約特権認識の変遷について

第二次アヘン戦争以降急増する在華プロテスタント宣教師は、当初、伝道権を保証した不平等条約の条項を「寛容条項」と呼び、当然の権利として受け止めていた。しかしナショナリズムの高まりがピークを迎える1920年代に、宣教師自ら外交的特権に基づいて主張された「宗教的寛容」のいびつさに気づき、特権放棄を主張するようになる。彼らの特権認識や特権をめぐる議論、放棄に至る過程の中でも、研究代表者自身の研究がいまだ論じていない1900年前後から1910年代までの時期に焦点を当て、宣教師文書を積極的に活用しながら考察する。

(3) 教育権回収運動とキリスト教教育の自由

1920年代半ばに高揚した、教育の権利を欧米から中国人自身の手に取り戻す「教育権回収運動」は、キリスト教科目の必修化や

外国人校長の就任を禁止するなど、キリスト教学校における「信教の自由」というべき「キリスト教教育の自由」に対する政府による制限に帰着した。本研究では、政府の意向をすくなく受け入れた学校、宣教師団海外伝道局の反対で受け入れに時間がかかった学校、最後まで受け入れなかった学校を比較しながら、この運動を「キリスト教教育の自由」というこれまでほとんど見られなかった視点からとらえなおす。

3. 研究の方法

本研究の方法は基本的に文献資料の収集と調査検討である。具体的には、以下のような方法によって進めることとした。

上記の「在華プロテスタント宣教師の不平等条約特権認識の変遷について」「『信教の自由』概念の導入と受容について」および「教育権回収運動とキリスト教教育の自由」の三つの個別テーマについて、必要に応じて資料調査、購入を進めつつ考察し、その成果を学会発表、論文執筆の形で順次公表していく。

前回の科研費(課題番号:24530666)で収集した資料は本研究にも大いに有益であるが、これらの資料に加えて、中国伝道に関する膨大な宣教師文書を有している世界キリスト教協議会図書館(World Christian Council Library、スイス・ジュネーブ)や、宣教師文書のマイクロフィルム版を多数所蔵している香港大学図書館などで資料調査を行う。

さらに中国大陸での国際会議出席の帰途上海に立ち寄り、同様のテーマに関する論考を発表している数少ない学者である劉義氏(上海大学)と意見交換をおこなう。あわせて上海図書館で資料収集も行う。

以上の方法によって進められた研究の成果を、大学の紀要、学会誌、国内外で開催される学会、国際会議等で発表してゆく。

4. 研究成果

当初は上に述べたとおり、ジュネーブでの資料調査をメインに研究計画を立てていたが、研究を進めてゆく中で、一つの伝道会をピンポイントに調査するほうがはるかに成果が期待できると判断し、調査先を世界キリスト教協議会資料館から、スコットランド国立図書館に変更した。2016年の夏季休暇と2017年の春季休暇を利用して同図書館のスペシャル・コレクション・ルームを訪れ、スコットランド教会とアイルランド長老教会の宣教師による19世紀末から20世紀初頭、即ち満洲国時代に至るまでの中国東北部伝道に関する膨大な一次資料(宣教師と本国伝道局との往復書簡、伝道会の報告、現地教会の会議録等)を調査、収集した。

これらの資料は、一部を除いてその重要性

にもかかわらずこれまで全く埋もれていたものであり、中華民国から満洲国の時期における「信教の自由」を考察するうえで極めて有用である。

これら二つの教会から派遣された宣教師は、彼らが指導した中国人教会がどこまで「信教の自由」を理解しているのかを、図らずも満洲国成立以後、「信教の自由」が著しく制限された時期に認識することになる。宣教師文書は、中国人信徒は「信教の自由」は教えられてはいたものの、現実の政治的権威を前にすると、信仰の問題と政治の問題とを二元論的にとらえようとする傾向が強かったことを示している。

研究計画に掲げた三つのサブテーマについては、論文を発表するまでには至らなかったものの、それぞれ考察を進めることができた。ただし、「在華プロテスタント宣教師の不平等条約特権認識の変遷について」は、資料の十分な読み込みができず、認識の変遷を十分に把握するまでには至らなかった。

いっぽうサブテーマの中で研究課題に直接関わる「近代中国における『信教の自由』概念の導入と受容について」は、上述の宣教師文書を用いた考察と並行して、中華民国における宗教管理統制法の変遷を中心に現在論文執筆を進めているところである。この論文は、2018年度の明治学院大学キリスト教研究所紀要に掲載予定である。

研究の方法としては当初予定していなかったものの、結果として本研究の成果に結びついた研究として、スコットランド図書館の宣教師文書を用いた満洲国における宗教統制に関する研究を挙げることができる。1936年ごろから、教育機関に孔子祭参列が供用され始め、「信教の自由」の危機が強まってゆくが、これに対する中国人クリスチヤンの抵抗は宣教師文書を見る限りほとんど起きなかった。朝鮮半島のキリスト教会やクリスチヤンの一部のような姿勢は満洲国では現れなかったといえる。それは満洲国の宗教統制の厳しさのみによるものではなく、中華民国時代からのクリスチヤンの権利意識の希薄さや、中華民国の宗教管理ともかかわるものではないかと推測される。

またこの3年間の助成期間に、数回にわたって中国、香港、台湾を訪問し、国際会議で研究発表を行った。その際当初予定していた上海大学の劉義との意見交換をはじめ、大陸、台湾、香港の多くの学者と個人的に面談し、本研究課題を遂行する上で多くの貴重な助言を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計6件)

Yuko Watanabe, Japanese mission work in China during the Sino-Japan war; Negative Heritage of Society for Christian missions in East Asia, 22nd International Congress of Historical Sciences (山東大学、済南) 2015年

Yuko Watanabe, The Era of Japanese Missionaries East Asia, 2015 War and Peace International Colloquium: Religious Perspectives, (建道神学院、香港) 2015年

渡辺祐子、近代日本の形成とキリスト教学校 明治学院と中国とのかかわりから、国際ワークショップ「近代東アジアにおけるキリスト教教育と文化アイデンティティ」(復旦大学中華文明国際研究センター、上海) 2016年

渡辺祐子、日本における中国キリスト教史研究 日中戦争期を中心に、寧波抗日戦争史国際ワークショップ(寧波大学) 2016年

渡辺祐子、宣教師が見た日本人伝道者たち 満洲国におけるキリスト教伝道を中心に、国際ワークショップ「東アジアの平和と和解のためのキリスト教の貢献」(福岡女学院大学) 2019年

渡辺祐子、満洲国的基督教教育与国民道德 围绕强制参拜孔廟問題、日本帝国主義下の基督教会(台湾国立中央大学) 2019年

〔図書〕(計4件)

渡辺祐子 他、かんよう出版、はじめての中国キリスト教史、2016年。第4章(91-114頁)および第6章(139-162頁)を担当。

吉馴他編、渡辺祐子 他著、刀水書房、現人神から象徴天皇制へ、2017年。第九章「満洲国におけるキリスト教教育と国民道德 孔子廟参拜強制をめぐる」(211-235頁)を担当。

渡辺祐子 他、立教大学出版会、グローバル・ヒストリーから見た近代アジアのキリスト教とメディア、2018年10月出版予定。第7章「Chinese Recorder 考—19世紀後半における自立教会をめぐる議論」を担当。

Yuko Watanabe et al., Collected Essays of "War and Peace: International Colloquium, 建道神学院(香港) 2018年出版予定。"The Era of Japanese Missionaries to East Asia, with a Focus on a History of

the Church of Christ in Japan from 1894 to 1941”を執筆。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

渡辺祐子 (WATANABE, Yuko)

明治学院大学・教養教育センター・教授

研究者番号：20440183